

(様式第 1 号)

■ 会議録 □ 会議要旨

会議の名称	第 1 回 芦屋市住生活基本計画策定委員会
日 時	令和 6 年 6 月 3 日 (月) 午後 3 時～午後 5 時
場 所	東館 3 階中会議室
出 席 者	委員長 藤本 幹也 副委員長 伊丹 康二 委 員 藤田 尚孝 岡田 亘 (代理出席 杉山 裕也) 西田 俊一 増岡 久美子 島津 久夫
事 務 局	都市政策部 都市戦略室 建築住宅課 課長 尾高 尚純 係長 濱砂 陸人 職員 西川 久美子 高江 俊行
会議の公開	■ 公開
傍 聴 者 数	0 人 (公開又は一部公開の場合に記入すること。)

1 会議次第

1 開会

2 議事

- (1) 芦屋市の住宅状況
- (2) 住生活基本計画と各個別計画の概要
- (3) 今後の策定スケジュール
- (4) 各計画における主な取組の報告
- (5) 市民アンケートの結果報告

3 その他

4 閉会

2 提出資料

- (1) 次第
- (2) 【資料 2】住生活基本計画と各個別計画の概要
- (3) 【資料 3】芦屋市住生活基本計画策定スケジュール (案)
- (4) 【資料 4－1】各計画における主な取組の報告
- (5) 【資料 4－2】芦屋市住宅マスタープラン取組状況
- (6) 【資料 5】「芦屋市すまいのアンケート調査」報告書
- (7) 芦屋市住宅マスタープラン本編
- (8) 芦屋市マンション管理適正化推進計画 (暫定版)
- (9) 芦屋市営住宅等ストック総合活用計画後期計画
- (10) 芦屋市住生活基本計画策定委員会委員名簿
- (11) 芦屋市住生活基本計画策定委員会設置要綱

3 審議内容

(事務局 尾高)

本日は、お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。私、本日司会をさせていただきます建築住宅課長尾高と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本委員会は、「芦屋市住生活基本計画策定委員会」として、芦屋市の附属機関になっており、芦屋市住生活基本計画の策定を行うために設置されております。計画の詳細につきましては、後ほど順次説明いたします。本委員会は住生活基本計画策定に向けて、住宅施策、空き家施策、マンション管理施策、市営住宅のあり方などの方向性を検討する委員会となっております。

す。委員の皆様方からの忌憚のないご意見をいただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、あらかじめ委員の皆様の机の上に委嘱状を置かせていただいております、交付とさせていただきます。任期としましては、本日から令和7年3月31日までになりますので、よろしくお願いいたします。それでははじめに、都市政策部部長島津よりご挨拶申し上げます。

(都市政策部 島津部長)

都市政策部部長の島津と申します。今回、芦屋市の住生活基本計画を策定するにあたって、住宅地としての芦屋の歴史を振り返りますと、阪神電鉄の芦屋駅・打出駅が完成した明治38年頃がその始まりと言えます。当時は精道村と呼ばれていましたが、大阪や神戸で働く人々が良好な住環境を求めて郊外に住宅地を形成しはじめたことが契機となったようです。昭和15年に芦屋市となった後は、2回の大きな災難に見舞われました。一つは昭和20年の阪神大空襲ですが、昭和26年に国際文化住宅都市として、戦前の優れた理念を継承して復興し、まちづくりを進めました。二つ目は、平成7年の阪神・淡路大震災です。震災によって美しい景観の多くが消失しましたが、平成8年には景観条例を策定し、震災復興の最中でも美しいまちなみを守る考え方を継承してきたことが、今日の芦屋の良好な住環境の形成に繋がっていると考えています。今回の住生活基本計画の策定においても、本市がこれまでどのような理念でまちづくりを進めてきたのかを改めて学ぶ必要があると考えています。現行の住宅マスタープランは2018年に策定したもので、計画期間を10年間と定めていましたが、本市の状況や昨今の社会情勢の変化を踏まえて、現行計画の中間見直しではなく、空き家、マンション管理、市営住宅等の住環境に関連する総合的な住生活基本計画として策定をする試みであります。20年後、30年後も住み続けたいまちの形成に向けて、今回お集まりいただいた委員皆様それぞれの専門的な知見から、忌憚なくご意見をいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局 尾高)

それでは、第1回目の策定委員会となりますので、お手元の委員名簿の順に委員の皆様の自己紹介をお願いいたします。

<委員及び事務局職員自己紹介>

(事務局 尾高)

委員長、副委員長の選出を行いたいと思います。芦屋市住生活基本計画策定委員会設置要綱で、委員の互選により委員長、副委員長を置くことになっております。特に委員の皆様からご推薦がないようでしたら、事務局から推薦したいと考えますがよろしいでしょうか。

<委員一同、異議なし>

(事務局 尾高)

それでは、委員長を藤本委員、副委員長を伊丹委員にお願いしたいと思います。委員長、副委員長よりそれぞれご挨拶の方をよろしくお願いいたします。

(藤本 委員長)

ただいま事務局より委員長のご指名をいただきました藤本です。この1年間、様々な議論を重ねながら、芦屋市の発展に寄与できるように努めたいと考えています。委員の皆様にはご負担をおかけすると思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

(伊丹副委員長)

副委員長に推薦いただきました伊丹です。これまで市営住宅にお住まいの方の暮らし方や

公営住宅の空き部屋の活用などの研究に取り組んでまいりました。また、郊外住宅地の空き家の管理や部分的な活用の方法なども学生と一緒に研究してまいりました。市営住宅と空き家の分野は別々のものという認識がありますが、今回はそれらを統合した住生活基本計画を策定するということです。これまでの私自身の研究成果も紹介しながら議論を重ねたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局 尾高)

それでは、ここからの議事進行を藤本委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(藤本 委員長)

それでは、まず本委員会の成立状況等について、事務局よりご説明願います。

(事務局 濱砂)

本委員会の成立状況についてお伝えいたします。本日は、現時点で8人中7名の委員の方がご出席でございます。委員の過半数のご出席をいただいておりますので、芦屋市住生活基本計画策定委員会設置要綱に基づきまして会議が成立していることをご報告いたします。また、この委員会につきましては、芦屋市の附属機関となっておりますので、芦屋市情報公開条例に基づきまして原則公開となっております。本日の発言内容や発言者のお名前等につきましては、議事録として市のホームページ等で公開されることになりますので、あらかじめご了承ください。また、本日、本委員会の傍聴希望者の方はいらっしゃいませんので、併せてご報告いたします。最後に配付資料の確認をさせていただきたいと思います。

<配付資料一式確認>

(藤本 委員長)

それでは、議題に入りたいと思います。事務局より「議題1 芦屋市の住宅状況」についてご説明をお願いいたします。

(事務局 濱砂)

それでは、最初の議題「芦屋市の住宅状況」について、ご説明します。

今回策定しようと考えている芦屋市住生活基本計画において、その前段として芦屋市が置かれている住宅にまつわる情報について、ご紹介します。こちらの資料につきましては、紙資料でのご用意がございませんので、前のスクリーンをご覧ください。

それでは、まず1つめのスライド「地域による住まい方の特徴」をご覧ください。芦屋市の状況を阪神間の他の市と比べて、その結果をお示ししたグラフになります。このグラフを見ていただければわかるように、本市は、共同住宅の持ち家の割合が最も高く、次いで共同住宅の借家、3番目が戸建て住宅の持ち家の割合が多くなっていることがわかります。これは、全国や兵庫県の割合が、戸建ての持ち家の割合が5割程度、次いで共同住宅の借家の割合が3割程度、共同住宅の持ち家の割合が10～20%である傾向と比較しても、正反対の傾向にあり、他の阪神間と比較しても、特徴的であることが分かります。

次のスライドをご覧ください。本市にある住宅の質の高さを示した資料となります。一般的に高級住宅地としての評価を受けている芦屋市ですが、長期優良住宅の認定取得件数やその率に見られる様に、良質な住宅が実際に供給されていることがわかります。長期優良住宅とは、長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた住宅を指し、建築及び維持保全の計画を作成し、行政庁に申請することで認定が受けられる制度のことを言い、芦屋市では、その認定率が高いことからわかります。また、居住面積水準をご覧ください。わかるように、家の広さの点でも、阪神間において優位にあるということがわかります。

次に、家の耐震化の状況について、ご紹介しますので、次のスライドをご覧ください。芦屋

市の住宅全体の耐震化率は推計上96.7%となっており、高水準にはありますが、あくまでも推計値であり、その数値については楽観視できないとも考えております。

次に、芦屋市における市営住宅等の状況について、ご説明します。阪神・淡路大震災を受けて、市営住宅等の管理戸数は震災前の1,066戸から1,765戸に急増しています。人口減少・少子高齢化が進む中、住宅ストックが量的に充足する中では、住宅建設を重視した政策から良質なストックを将来世代に残すような政策への転換が重視されています。平成30年度には、市営住宅等の大規模集約事業により、住宅管理戸数が1,624戸に減少しましたが、震災前の管理戸数を上回っている状況にあります。今回策定する市営住宅等ストック総合活用計画では、市営住宅等の在り方につきましても、検討を行いたいと考えています。

次に芦屋市内の空家の状況についてご紹介するので、次のスライドをご覧ください。空家の状況を示していますが、そこに記載の二次的住宅とは、普段は住居としていない住宅、つまり別荘やセカンドハウスとして利用されている住宅を指します。次に賃貸用の住宅は、その名前のとおり賃貸用の空家として管理されている住宅です。次に売却用の住宅は、売却を目的に空き家となっている住宅を指します。最後に、その他の住宅とは、何の目的もなく空家となっている住宅を指し、ニュース等で報道される問題のある空家とは、主にこの「その他の住宅」に含まれる住宅のうち、特にその管理に問題のあるものを指します。また、そのような空家を「特定空家」と呼ぶことがあります。平成30年度に実施された住宅土地統計調査によると、あくまでも推計値ですが、本市における「その他の空家」は全体の2.6%であり、うち腐朽・破損あり空き家は0.6%であり、阪神間でも非常に低い水準にあることがわかります。また、令和3年度に、芦屋市が独自で実施した実態調査の結果においても、管理にやや課題のあるものは4件に過ぎず、推計値よりも少ないことがわかっています。また、芦屋市には、特定空家に相当するような管理状態が非常に悪く、倒壊の危険があるような空家は、ないと考えています。

次に、賃貸マンションの空き状況について、ご紹介しますので、次のスライドをご覧ください。賃貸マンションの空き状況を示したスライドになりますが、平成30年住宅・土地統計調査によると、芦屋市内の共同住宅の賃貸住宅の空き家は、3,000戸であり、全体の6.5%となっています。それは、阪神間ではやや高い水準だということができますので、民間の住宅ストックの有効活用の推進が必要であることが必要だということがわかります。冒頭も申し上げましたように、芦屋市にお住まいの方の多くは、共同住宅にお住まいです。そのため、芦屋市の住宅施策を考えるうえで、マンションの存在は切り離せません。そのため、もう少しマンションについて、詳しくご説明しますので、次のスライドをご覧ください。

本市は、一般的に六麓荘町などに見られるような豪邸が建ち並ぶ印象を持たれていますが、実際は7割近くの市民が共同住宅等に居住していることがわかります。また、平成30年住宅・土地統計調査によると、阪神間で共同住宅率が最も高いことも分かります。加えて、本市の特徴的なデータとして、分譲マンション率の高さもありますが、阪神間のマンション率等を比較すると、36.4%という割合が本市の水準が群を抜いて高いことが分かります。

また、次のスライドを見ていただいても分かるように、芦屋市は、日本全国の中で比べても、分譲マンション率が非常に高いまちということがわかります。住宅土地統計調査によると、東京都江東区37.1%、港区37.1%、中央区36.5%に次いで全国で4番目に高い水準（36.4%）となっています。人口減少・高齢化の進行により、全国的に築35年以上の高経年マンションが、増加しており、居住者の高齢化・非居住化が進行すると、管理組合の担い手不足、ひいては管理不全マンションにつながるおそれがあります。そのため、本市では昨年マンション管理条例を制定しました。この取り組みは、全国的に見ても先進的な取り組みといえます。この条例を制定することで、分譲マンションの所有者等に対し適正な管理を促すと共に、定期的にマンションの管理状況の届出を義務付けることにより、自治体が、管理組合の長期修繕計画や修繕積立金

等の状況等を把握することで問題を抱えつつあるマンションを早期に発見し、適切な指導や施策を検討することもできるようになります。分譲マンションにお住まいの方が多い芦屋市にとっては、重要な意味のある条例ということになります。また、この条例は、住生活基本計画の中で定める「マンション管理適正化推進計画」にも密接に関係する計画となっています。

以上が、芦屋市の住宅状況の説明となります。

(藤本 委員長)

ご説明ありがとうございました。それでは、委員の皆様からご意見やご質問などがございましたらお願いいたします。

(伊丹副委員長)

分かりやすいご説明をありがとうございました。芦屋市は南には海、北には山があるという地理的な特徴がありますが、住まい方についても地域的な特徴はありますか。例えば、南部の方に高層マンションが多いといったような、エリア毎の住宅に関する課題や特徴について、事務局の皆様の感覚的なお話でも結構ですので、教えていただけますでしょうか。

(事務局 尾高)

鉄道駅周辺や高浜町、芦屋川沿いの斜面地などは、共同住宅が比較的集中している地域であり、その他の地域では、戸建て住宅街区の中に共同住宅が数件単位で点在しているような状態です。共同住宅の課題としては、そうした点在する共同住宅のなかには現在の建築制度では建て替えが難しいものもあるという点と、また建て替えの際に居住している方をどのようにフォローしていくかと点であると思っています。戸建て住宅については、先ほどの説明にもありましたように、空き家はそれほど多くなく、その内、倒壊や破損の可能性があるものはごくわずかではありますが、長い間空き家になっていて気になるという声を市民の方からいただくこともあります。

(伊丹副委員長)

ありがとうございます。追加で質問なのですが、先ほど賃貸の共同住宅の空き部屋が約3,000戸程度あるとご説明いただきましたが、空き部屋数の偏りなど駅や地域ごとの特徴はありますか。

(島津 委員)

事務局の所管部長として、少しだけ補足いたしますと、町ごとの賃貸の空き部屋の状況については分かっておりません。ただ、感覚的には、極端に空き部屋が多い地域というのはないと認識しています。先ほど、地域ごとの課題というご質問をいただきましたが、シーサイドの高浜町の集合住宅では、人口減少や高齢化が他の地域に比べてやや進行しているという認識があります。

(増岡 委員)

私自身は集合住宅に20年以上住んでいまして、自分の好きなようにレイアウトを変えながら本当に快適に過ごしているのですが、毎年理事を決める際にもっと若手が理事をやった方がいいのではないかという声が上がります。島津委員からシーサイドの高齢化や人口減のお話がありましたが、芦屋市全体の人口のうちどの程度の割合がシーサイドに居住しているのでしょうか。また、「地震などの災害時にどうしようか」、「エレベーターが各階に止まらない状態でいつまで住めるのだろうか」など、シーサイドに住んでいる方は気にされていと思いますが、シーサイドの今後の展望についてはどのようにお考えでしょうか。

(島津 委員)

まずシーサイドの今後についてですが、エレベーターの改修などは中々難しいのではないかというのが率直な認識です。芦屋浜地域の人口は約12,000人で、本市の人口が約93,000人ですので、割合でいうとおよそ1/8程度という事になります。シーサイドにお住まいの方とお話をする機会がありますが、高齢化で若い人が少なくなったと言う声はよくいただきますので、

そこは課題であると認識しています。これはニュータウン全般の現象ですが、同時期に同じような世代が分譲住宅に入居するため、一様に年齢を重ねて高齢化が同時に進む傾向があります。兵庫県がニュータウンの再生ガイドラインを作っていて、県内では明舞団地の再生事例がありますが、やはりコミュニティの形成の部分で苦労されています。コミュニティの醸成という観点からも、数年単位ではなく長い時間軸での再生を考える必要があると思っていますが、条例上、敷設60年が経過した時点でパイプラインを廃止することになっていることなど、節目となるタイミングで将来の展望を描くことが望ましいと思われます。現時点では、先ほどマンション条例の紹介もありましたが、まずはマンションの適正な維持管理を基本としていただくというのが市としての考え方です。

(藤田 委員)

マンション管理適正化の施策は非常に良いと思うのですが、10年単位の長期の展望を見据えた施策も必要ではないかと思います。芦屋浜地区では高齢化が進んでいることもあり、民生委員になってくれる若手の人が減ってきています。今この場で具体策を申し上げることは出来ませんが、面的に若い人を一気に呼び込む施策と同時に、高齢化した地域に若い人が来て、地域に多世代がバランス良く混在できるような施策も検討してはどうかと思います。

(島津 委員)

都市政策部では、市全体についての「持続可能なみらいの都市づくりビジョン」を検討しているところであり、全体の都市づくりの中でどのように取り組んで行くかを表現できればと思いますし、今回策定する住生活基本計画の中でも、この10年で何ができるのかという視点で表現できればと思います。

(藤本 委員長)

ありがとうございました。ご議論の中で、長期的な視点が必要な課題も見えてきましたが、ハードとソフトの両面からのアプローチが必要であると思います。皆様のご意見も踏まえて、計画策定を進めていただければと思います。それでは「議事2 住生活基本計画と各個別計画の概要」について、事務局より説明をお願いします。

(事務局 高江)

次に議題2「住生活基本計画と各個別計画の概要」について、ご説明します。

今回策定しようと考えている芦屋市住生活基本計画においては、住生活基本計画だけでなく、その中で「空家等対策計画」「マンション管理適正化推進計画」「公営住宅等ストック総合活用計画」も併せて策定することとしています。そのため、イメージとしましては、住生活基本計画の中に「空家等対策計画」「マンション管理適正化推進計画」「公営住宅等ストック総合活用計画」に関する記載も盛り込まれていると考えていただければと思います。また、各計画における芦屋市の具体的な取組につきましては、議事の4つ目でご説明するので、今回は計画の一般的な説明やその目的を中心にをご紹介します。

それでは、各計画につきまして、個別にご説明しますので、資料2をご覧ください。

まず、住生活基本計画に関してです。芦屋市の場合は、住宅マスタープランが住生活基本計画に該当します。住生活基本計画とは、住宅政策全般を対象とするマスタープランであり、市町村の区域の自然、歴史、文化等の特性に応じた住生活を巡る課題を設定し、施策の方向性を提示した計画を指します。住生活基本計画は、住生活基本法に基づいて定められ、住生活の安定の確保や向上の促進に関する基本的な計画となっています。そのため、住宅施策における最上位の計画として位置づけられています。また、この計画は、行政内部だけでなく、民間事業者や住民等に対して、住宅政策の将来目標とその実現方法を示す重要な計画となっており、行政の最上位計画である「芦屋市総合計画」とも関係しています。

住宅施策をつかさどる重要な計画である「住生活基本計画」の中では、良好な住環境の維持や向上に向けて、計画期間、基本的な方針、目標、目標を達成するための基本的な施策等に関

する事項等を定めることとなります。住生活基本計画の中に目標や基本的な施策等を定めることで、行政内部の基本的な指針としての機能、予算措置のための根拠計画としての機能、住民や事業者等の責任ある活動の指針としての機能が果たされることとなります。以上が、住生活基本計画（芦屋市でいう住宅マスタープラン）の概要の説明となります。

次に、空家等対策計画について、ご説明します。空家等対策計画とは、空家等への対策を総合的かつ計画的に実施するために、空家等対策についての基本的な考え方を定め、共通意識を確立し、安全安心のまちづくりを推進することを目的に策定するものです。空家等対策の推進に関する特別措置法に基づいて策定される計画で、芦屋市にはまだこの計画はありませんので、今回新たに策定する計画となっています。この計画に定めるべき事項としては、空家等に関する対策に関する基本的な方針、空家等の相談への対応に関する事項、空家等調査に関する事項、所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項などがあげられます。この計画を定めることで、適切な管理がなされず、周囲に多大な影響を及ぼしている特定空家等に対し、市町村が「助言」「指導」「勧告」「命令」「代執行」などの措置を行うことができるようになります。

次に、マンション管理適正化推進計画について、ご説明します。マンション管理適正化推進計画とは、管理組合による自律的かつ適切なマンション管理の促進に向けた施策を講じることによって、管理不全マンションによる周辺環境への悪影響を防止することを目的として策定するものであり、マンションの管理の適正化の推進に関する法律や国土交通省が示す「マンション管理適正化基本方針」に基づき、策定するものです。芦屋市の場合は、昨年7月に、この計画の暫定版を策定しています。この計画の中で定める項目は、マンションの管理適正化に関する目標、マンションの管理状況を把握するために講ずる措置、マンションの管理適正化の推進を図るための施策、マンションの管理適正化に関する啓発及び知識の普及に関する事項などがあげられます。この計画を定めることで、マンション管理の状況を把握するための取組み、マンション管理の適正化の推進を図るための取組み、マンションの管理の適正化に関する啓発及び知識の普及に関する取組みなどを計画的に進めることができます。

最後に、公営住宅等ストック総合活用計画についてご説明します。公営住宅等ストック総合活用計画とは、限られた財源をより効率的、効果的に活用しながら、市営住宅などの適切な管理運営を行い、市営住宅を良好な社会的資産として有効に活用していくための指針となる計画となります。この計画を定めることで、住宅に困窮する低所得者の居住安定確保を図るために、市営住宅等ストックの効率的な整備・管理を推進することが可能となるとともに、市営住宅等の計画的な維持改善等の実施にもつながります。この計画についても、既に芦屋市では策定されているものとなります。この計画の中で定めるべき事項としては、公営住宅などの長寿命化に関する基本方針、今後の維持管理に関する方針、修繕工事の実施期間、ライフサイクルコストとその縮減効果の算出などがあげられます。この計画については、国から示された策定指針に基づいて定められるものとなっています。また、この計画を定めることで、公営住宅の外壁改修工事などの際に、国から補助金を受けることなどができます。以上が、議事2の説明となります。

（藤本 委員長）

ご説明ありがとうございます。委員の皆様からご意見、ご質問などがありますでしょうか。特に無いようでしたら次の議題に進みたいと思います。「議事3 今後の策定スケジュール」について、事務局よりご説明をお願いします。

（事務局 濱砂）

次に議題3「今後の策定スケジュール」について、ご説明します。資料3をご覧ください。

後ほど詳しくご説明しますが、今年の3月1日から3月15日にかけて、本計画の基礎資料とするため、芦屋市住まいのアンケート調査を実施しました。その後、その結果等を取り

まとめまして、下の段の本日の策定委員会の開催に至っております。本日いただいたご意見やアンケート調査結果等を踏まえて、次回の第2回策定委員会を開催したいと考えております。第2回策定委員会の開催時期は、7月を予定しています。改めて日程調整をさせていただきますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。第2回の策定委員会では、住生活基本計画の策定方針や骨子の検討を行う予定としています。また、第3回及び第4回策定委員会では、本計画の中に記載する具体的な取組みなどの検討を行う予定としており、委員会の開催時期としては、それぞれ9月と11月を予定しています。そのため、11月の中旬には、ある程度冊子になった住生活基本計画の素案が完成するイメージとなっています。素案完成後は、市役所内部での調整のため、関係課との協議を行う場である、芦屋市住生活基本計画幹事会と本部会を、それぞれ1回ずつ開催し、取組みに対する合意形成を行います。これまでの検討を通じて完成した住生活基本計画の素案に対して、パブリックコメントを実施するために、令和6年12月に芦屋市議会で審査を受けます。審査ののち、パブリックコメントの実施となりますが、実施時期としては、例年12月下旬から翌年の1月にかけてとなることが多いです。パブリックコメント実施後、その中で出たご意見やその取扱いを確認するために、5回目の策定委員会を開催予定です。開催時期としては、来年2月を予定しています。この策定委員会が、皆さまに出席をお願いする最後の委員会となります。この委員会の後には、パブリックコメントの結果に関して内部協議を行うための、幹事会と本部会を再度1回ずつ開催します。これらの審議の後に完成した芦屋市住生活基本計画について、芦屋市議会に報告し、芦屋市住生活基本計画の完成となります。完成の目途としては、令和7年3月末を目指しています。

今後のスケジュールに関する説明は、以上です。

(藤本 委員長)

ご説明ありがとうございます。委員の皆様からご意見、ご質問などがありますでしょうか。特に無いようでしたら次の議題に進みたいと思います。「議事4 各計画における主な取組の報告」について、事務局よりご説明をお願いします。

(事務局 高江)

それでは、議題4「各計画における主な取組の報告」について、ご説明します。まず資料4-1「各計画における主な取組の報告」をご覧ください。

最初に記載しています「住宅マスタープラン」の、これまでの取組状況について、ご紹介します。本市の「住宅マスタープラン」につきましては、2008年（平成20年）3月に策定しています。その後新たに、冊子でお渡ししています計画を計画期間 2018年（平成30年）4月から2027年（令和9年）3月まで、主な取組については 別紙「芦屋市住宅マスタープラン取組状況」に記載しているとおり策定しています。

それでは、具体的な取組の進捗状況などについて、ご説明しますので、資料4-2「芦屋市住宅マスタープラン取組状況」をご覧ください。この表は、現行の住宅マスタープランに記載されている各種施策の取組状況について、記載してまとめた資料になります。時間の関係もありますので、全ての施策に取組状況ではなく、今回の住生活基本計画に関係するような、いくつかの主だった取組につきましてご説明いたします。

それでは、資料の1ページ目の上から2つ目の主な取組「健全で快適な生活を営む上で基盤となる住環境の維持、保全及び育成」をご覧ください。芦屋市では、「健全で快適な生活を営む上で基盤となる住環境の維持、保全及び育成」を目標に、具体的な取組みとして、住宅等の建設・開発にあたっては、本市の条例等に基づき、事業者との事前協議を行い、無秩序な開発を防ぐよう取り組んできました。取り組み状況としては、今後も、芦屋市住みよいまちづくり条例等を基に、事業者との緻密な事前協議を継続していくことで、無秩序な開発行為が行われないよう継続的に取り組むとし、取組評価としては、Bとしています。次に同じページの上から7番目・8番目の記載についてですが、主に良好な景観形成に関する取り組みが書いてあり

ます。具体的な取組みとして、平成28年には、「芦屋市屋外広告物条例」を施行し、補助制度を有効に活用しながら、既存不適格物件等が是正されることで、景観として評価できる成果が出ていること、芦屋市住みよいまちづくり条例等を基に、事業者との緻密な事前協議を継続していくことで、無秩序な開発行為が行われないよう継続的に取り組んでいます。今後も継続して取り組むため、評価はBとしています。

次に2ページの上から6番目の「若者・子育て世帯への支援策の検討」をご覧ください。若者や子育て世帯の定住を促進するための施策について、民間の住宅ストックを活用するなど、様々な視点から検討しますとし、平成30年度より実施している空き家活用支援事業において、申請者が若年・子育て世帯の補助金額を引き上げることで、若者や子育て世帯の定住促進に努めています。事業の周知や他の施策の検討等も必要なことから、取組評価はBとしています。

次に4ページの1つ目の取組みをご覧ください。「空家への対応推進」に関しては、平成30年度より空き家の増加を抑え、地域の活性化につなげることを目的に「空き家活用支援事業」を実施しています。また、令和3年度には、本市における空き家等の現状を調査し、空き家に関するデータベースを作成しました。今後も、このような施策や調査結果などを活用し、空家に対する適切な維持管理に関する啓発や利活用につなげるよう取り組みたいと考えています。

最後に同じページの上から6番目と8番目の取組みをご覧ください。どちらの取組みも市営住宅等ストック総合活用計画に関するものです。市営住宅等大規模集約事業において建設された市営高浜町1番住宅において、供用開始から約1年後に自治会が発足し、コミュニティ活動が行われています。また、それ以外の市営住宅におきましても、計画に基づきながら、計画修繕や法定点検などが進められています。以上が、住宅マスタープランに基づいて進めてきた主な取組となります。計画期間10年であり、まだ半分をすぎたところであることから、ほとんどが事業実施済みで目標未達成の状況にあります。それでは、再度資料4—1をご確認ください。

次に、空家等対策計画のご紹介に移りますが、この計画につきましては、芦屋市で既に策定しているものではないため、この計画に基づいた取組などの実績は、まだない状況です。しかしながら、この計画に基づくものではありませんが、先ほどの説明でも少し触れたとおり空き家に対する施策としまして、一戸建て住宅の空き家や共同住宅の空き住戸を対象に、一定の条件のもとで、住宅や事業所、地域交流拠点として活用する場合の改修工事費の一部を補助する事業を実施しています。

次に、マンション管理適正化推進計画についてご紹介します。この計画は、策定期限2023年（令和5年）7月に策定しており、今年度の令和6年度に住生活基本計画の策定を予定していましたので、暫定版として策定するとともに、計画期間も当分の間としております。この計画に記載の主な取組としては、次の3点を挙げています。1つ目は、マンション管理組合の運営支援です。この取り組みは、芦屋市住宅相談窓口として、平成25年4月から取り組んでいる事業となります。芦屋市住宅相談窓口とは、分譲マンションにおける管理組合運営、大規模修繕工事、入居者間のトラブル等に関する相談を、マンション管理士や一級建築士などの専門家に行うことができる相談窓口となっています。また、この取り組みの中で、分譲マンションにお住まいの方を対象に年2回のマンション管理に関するセミナー等を開催し、分譲マンションの適正管理や資産価値の保全等のお手伝いをしています。2つ目の取組は、昨年8月から開始しているマンション管理計画の認定制度です。「マンション管理計画認定制度」とは、マンションの管理組合が作成した管理計画を芦屋市に申請し、その内容が、一定の基準を満たしている場合には管理水準が良好なマンションとして認定を受けられる制度です。この認定を受けていただくことで、管理組合による管理の適正化に向けた自主的な取組が推進されるほか、管理計画の認定を受けた分譲マンションについて、市場で高く評価されることにもなります。

また、管理運営を見直すきっかけになります。加えて、長寿命化に資する防水工事、外壁塗装などの大規模修繕工事を実施した場合、その翌年度に課される固定資産税が減税さるというメリットもあります。

3つ目の取組みは、マンションの管理状況の届出制度です。この制度は、管理組合の管理者からマンションの管理状況を、5年に1度、本市に届け出ていただく制度です。先ほども少し触れましたように、本市では、住宅総数に占める分譲マンションの割合が非常に高く、市民の主要な居住形態として定着しています。一方で、分譲マンションは多様な価値観を持つ区分所有者間の合意形成や意思決定の困難さがあるとともに、今後高経年マンションの急増が予測されています。この状況を受けて、昨年7月には、「芦屋市マンションの管理の適正化の推進に関する条例」を制定し、管理状況の届出義務制度を設けることで、管理組合による自主的な取組を促し、良好な居住環境の形成を目指すこととしました。届出義務の対象としては、市内の住戸数が10戸以上の分譲マンションとしております。届出事項としては、届出者の氏名、住所、電話番号、マンションの概要、その他管理に関する事項となっており、A4用紙の両面で1枚程度の簡単な内容としています。分譲マンションの現況を把握し、より良い住宅施策の展開につなげられればと考えています。以上が、マンションの管理適正化計画に関する説明となります。

最後に、公営住宅等ストック総合活用計画のご紹介をします。芦屋市では、「芦屋市営住宅等ストック総合活用計画」と呼んでいる計画であり、2010年（平成22年）3月に策定しています。策定期間は、2010年（平成22年）4月から2029年（令和11年）3月までとなっており、この計画に基づいて実施した、もしくはしようとしている代表的な取組みとしては、高浜町1番住宅等大規模集約事業、市営南芦屋浜団地における緊急通報システム更新工事、上宮川町住宅の6号棟におけるエレベーター改修工事、市営楠町住宅の外壁等改修工事等が挙げられます。この計画の中に今後の市営住宅の在り方や大規模修繕工事や設備改修工事等を記載することで、国からの補助金を受け取ることができたり、計画的な市営住宅等の維持管理をすることができます。例えば、今お知らせした取組みの中で1つ例を挙げてご説明いたしますと、高浜町1番住宅等大規模集約事業におきましては、建設から長い期間経過した市営住宅の6団地を市営住宅としての用途を廃止し、新たに高浜町に建設する市営住宅に移転していただくという事業を実施しました。公営住宅等ストック総合活用計画の説明は以上となります。これで、議事4の各計画における主な取組の報告を終わります。

（藤本 委員長）

ご説明ありがとうございます。委員の皆様からご意見、ご質問などはありませんでしょうか。

（事務局 尾高）

事務局より1点補足がございます。資料4-2の取組評価の項目に、「B目標達成に向けて事業実施済み（目標未達成）」と記載されている箇所があります。こちらについては、計画期間の10年間のうち半分を経過した現時点で、事業に着手しているもののまだ完了していないもの、という意味での記載でしたが、誤解をうむ可能性があるため、誤解の無い表現に修正したものを公表させていただく予定です。

（増岡 委員）

ちょうど今補足いただいた点についてご質問なのですが、取組評価のAとBの違いは何でしょうか。Aの目標達成済みというのは、今後取り組むべきことが無く事業が完了しているという認識で良いでしょうか。

（事務局 尾高）

こちらの記載については、事業を実施する各課の照会の結果をそのまま記載したもので、課によって判断基準が異なっているため分かりにくくなっています。例えば、消防本部予防課の

火災警報器設置の義務化についての取組については、事業が完了したものとして今後はパンフレット配付などの周知啓発は行わないという判断で「A：目標達成済」と回答いただいている一方で、学校教育課の修学旅行などを通した住まいへの関心の醸成に関する取組では、今後も取組は継続するが、一旦実施したという意味で「A：目標達成済」の回答をいただいています。この辺りは改めて整理した上で、最終的に資料を公表したいと思っております。

(藤田 委員)

取組目標について今ご説明いただきましたが、指標に客観的な基準が無く、主観的な表現となっている点が気になります。取り組み状況をAと判断したとして、一体誰がどういう基準で判断したのか不明瞭だと思います。統一された客観的な数値目標のような指標はなかなか設定しにくいかもしれませんが、取組評価をするのであれば一定の基準を設けた方が良いのではないかと思います。一点質問ですが、マンション管理適正化推進計画について、主な取組として①～③を説明していただきましたが、「②マンション管理計画の認定」は任意、「③マンション管理状況の届出」は義務という認識で良いでしょうか。

(事務局 尾高)

マンション管理適正化推進計画について、「②マンション管理計画の認定」は任意の認定制度でございまして、「③マンション管理状況の届出」は届出を義務づける制度で、ご指摘のとおりでございます。

(藤田 委員)

②の認定制度を通して資産価値が上がるとご説明いただきましたが、認定を受けたマンションについてはステッカーなどで認定を受けている事が分かるようになっているのでしょうか。任意であっても、この認定を積極的に受けるインセンティブになるようなPR等の工夫が必要ではないでしょうか。

(事務局 濱砂)

認定を受けているマンションについては、マンション管理センターのホームページに一覧が掲載されております。ご指摘のとおり、認定を受けている事を市民の方に知っていただくことが、認定のインセンティブになるのではないかと考えており、マンションの管理状況の届出についても市のホームページで公開するなどの検討をしております。はじめにご指摘いただいた取組評価につきましては、担当者レベルで完了したか判断が難しかった部分もあるかと思しますので、今回の新たに策定する住生活基本計画で、継続して実施するものとそうでないものを色分けしながら計画書に記載したいと考えております。

(藤田 委員)

③の届出が義務づける制度なのであれば、インセンティブは必要ないと思うのですが、今のご説明では③の届出制度にインセンティブをつけるように受け取れます。

(島津 委員)

少し補足いたしますと、まずマンション管理適正化推進計画というこの計画の策定自体は各自治体の任意となっており、市がマンション管理計画認定を行う場合は当該計画を策定する必要が法的に生じます。昨年度、わがまち特例という国の税制措置ができ、マンション管理計画の認定を受けて、かつ、計画通りに改修が行われたマンション等については、翌年の固定資産税の減免が受けられることになりました。そうした動向を受けて、分譲マンションに居住する方が多い本市でも、ぜひ市民にこうした特例を活用して欲しいという観点から、各マンションの管理計画策定の前段階として、管理状況の届け出の義務づけを実施する流れとなりました。

(西田 委員)

現行の住宅マスタープランやストック活用計画など、各計画の計画期間がまだ残っているものがありますが、既存の計画の内容は今回新たに策定する住生活基本計画にそのまま取り

込むものと考えて良いでしょうか。また、耐震化の取組状況について、平成30年時点で96.7%と記載がありますが、耐震化がされていない数%の建物について市の方で把握されているのでしょうか。また、マンション管理状況の届出制度を今年の7月から施行されるとの事ですが、マンションの管理状況について現時点である程度把握出来ているのか、それとも、施行に伴って今後把握していくという事でしょうか。以上3点質問いたします。

(事務局 尾高)

まず現行の計画の内容を踏襲するのかという点については、当然現行計画の内容を無視するわけではないですが、本市の状況や昨今の社会情勢を踏まえた新たな計画として計画策定する考えです。耐震化の状況については、集合住宅などのある程度の規模の大きな建物については把握していますが、戸建て住宅など戸別の耐震化の状況を把握しているわけではございません。マンション管理状況の把握についてですが、現時点で管理不全マンションはないという認識ですが、届出制度を通じて長期修繕計画がない場合や規約がないなどのケースが把握出来れば、助言等によって適正な維持管理を促し、今後管理不全に陥ることを未然に防ぎたいと考えています。

(島津 委員)

少し補足しますと、宅地建物取引法の改正によって、旧耐震基準の建物は耐震診断の結果があるものは重要説明事項での説明が義務化されました。本市では耐震診断の補助も実施しており、ほとんどマンション側の負担無く耐震診断を実施することが出来るようにしているのですが、耐震診断によって耐震性がないことが判明した場合はその旨の説明が必要ですので、資産価値が下がるのではないかと懸念から耐震診断を嫌う傾向があります。実際に耐震改修を行うとなると、費用面や住民の合意形成などのハードルが高く、耐震診断がなかなか進まないのがマンションの課題であると思っています。マンションの管理状況の把握については、事務局の説明の通り管理不全マンションは無いという認識ですが、届出の内容を国のガイドラインと比較しながら、必要に応じて助言等の働きかけを行いたいと思っております。

(藤本 委員長)

ありがとうございます。他に特にご質問がないようでしたら、次の議題に進みたいと思います。「議事5 市民アンケートの結果報告」について、事務局よりご説明をお願いします。

(事務局 濱砂)

それでは議事の5つ目である「芦屋市すまいのアンケート調査」の結果について、事前に資料を見ていただいている委員の方もおられると思いますが、すべてをご説明すると時間もかかりますので、そのいくつかにつきまして、説明させていただきます。今回の委員会では、説明事項が多いものの時間に限りがあることから、お忙しい中お集まりいただいていることもあり、事務局から事前に話し合いたい部分をお示しし、要点を抑えてご意見いただきたいと考えています。

まず1ページをお開きください。この調査の目的は、芦屋市では、平成20年3月に「芦屋市住宅マスタープラン」を策定、平成30年3月に改定し、住まいや住まい方に関する施策を実施してきました。近年の人口減少・少子高齢化の進行、災害の激甚化、脱炭素社会への転換等、住まいをとりまく社会環境の大きな変化に対応するため、新たに芦屋市住生活基本計画を策定するにあたり、市民の住まいに関する考え方を把握するために、「芦屋市すまいのアンケート調査」を実施しています。調査の対象者は、芦屋市在住の20歳以上の市民3,000人となりました。調査の実施期間は、令和6年3月1日の金曜日から3月15日の金曜日までの2週間の間に実施しました。調査方法は、郵送による配布・回収に加えて、郵送によるアンケート票にWEB回答の案内を印刷し、パソコン・スマートフォン等によりWEBで回答を受け付けるという方法を採用しました。なお、対象者の抽出に際しては、過去の市民意識調査における年代別の回答傾向を踏まえ、想定される回答サンプル数の年代別・地区別の構成比が実際の芦屋市の人

口構成に近似するように抽出サンプル数を想定した上で、住民基本台帳から無作為抽出しています。調査票の配布及び結果の回収状況は、表に記載のとおりであり、合計1,410人のかたに回答にご協力いただくことができました。そのため、回収率は、47.3%となりました。

それでは次に、調査項目とその結果の概略についてご説明いたします。

2 ページの間1をお開きください。間1について現在の住まいの経過年数ですが、「20年以上30年未満」や「10年以上20年未満」が多くなっています。

間2について現在の住まいの前ですが、芦屋市内が多く、近隣市からの転入も多いことがわかります。

間3について現在の住まいに住むきっかけですが、「子供の出生・成長」のためが多くなっています。また、付間において「通勤・通学の利便性」や「地域イメージの良さ」で芦屋を選んでいただいていることがわかります。

間4の住まいの所有関係については、「持家」の方が圧倒的に多いことがわかります。

間5の住まいの形態については、共同建物が2/3弱、一戸建が1/3強となっています。

間6の住まいの構造については、鉄筋・鉄骨鉄筋コンクリート造が6割強となっています。

間7の住まいの広さについては、面積の範囲が一定ではないことからばらついているように見えますが、5㎡刻みに換算しますと、65㎡～84㎡あたりの件数が多くなっています。

間8の住まいの建設年次については、震災直後に建替えられた住宅に多くの方が住まわれていることがわかり、昭和56年以前のいわゆる旧耐震の住宅に合計しますと18.4%の方が住まわれていることがわかります。

間14の現在、住んでいる地域の住みやすさについて9割強の方が「住みよい」と評価していることがわかります。

間15の現在の住まいについて、居住室の採光や広さや間取り、プライバシーの確保において満足率が高く、省エネ対応で満足率が低くなっています。しかしながら、次のグラフをご覧ください。いただければわかるように、省エネ対応を含む、すべての項目において、満足度が高く、基準点の0点を下回る項目がないことが見て取れます。ちなみに、基準点0点を下回るマイナスの数字があれば、不満度の方が高い項目となります。

間16の現在の住まいの周辺環境については、治安の良さ、景観の美しさ、自然環境などの満足率が高く、休日・夜間の医療体制の充実で不満率が低くなっています。この設問につきましても、間15と同じようにすべての項目において、満足度が高く、基準点の0点を下回る項目がないことが見て取れます。

間17の住宅マスタープランにおいて取り組んできた内容についての満足度について、「歴史的・文化的な建築物の保全の推進」や景観に関する部分が高く、空き家施策への満足度が低くなっています。

間18の住まいに関する今後の意向について、市外への転居の意向を持たれている方は8.7%と1割にも満たない状況でした。また付間1の転居意向理由ですが、「転勤・就職・転職・就学」が31.5%と最も多く、その他の理由についても住環境に起因しないものが多かったということが言えます。また付間2～付間4の「転居先の住宅の形態」と「転居先」と「再び芦屋市に戻ってくる予定」については、目立った傾向はみられませんでした。

間20の本市で不足している部分については、「物価の安さ」が極端に多くなっています。

間25の若者や子育て世帯向けの住宅施策については、すべての施策に一定のニーズがあるように見受けられましたので、分譲マンションにお住まいの方が多く本市の状況に応じた施策を検討する必要があるようです。

間27のマンションの老朽化対策について、「行政による維持管理状況の把握」と「行政による管理不全マンションに対する助言・指導等」が多く、現在取り組んでいるマンション適正化条例に基づく届出の義務化と助言・指導等の実施への期待が伺える状況となっています。

問28については、住まい周辺の空き家状況については、空き家の数自体は、多くは無いものの、一定程度空き家に関して不安に思われている方が、いらっしゃる事が分かります。

問29の空き家活用の取組については、老朽空き家への適正な指導が最も多く、その他の施策については、同程度の割合でした。本市では、不動産の相談窓口や空き家の改修支援事業等を行っていますが、その周知も併せて図る必要があると考えています。

問30～問36については、問29までの設問に対する年齢や性別等の傾向をみるための質問となっており、この次の33ページからは前回アンケートとの比較による傾向の把握を行うものとなっています。例えば、問3の現在の住まいに住むきっかけについては、結婚・就職・転職・転勤・退職といったものが減り、子どもの出生・成長が要因となっているものが増えていることがわかります。

41ページからはクロス集計になっております。クロス集計とは、アンケート調査によって収集した回答データを、設問をかけ合せて集計することを行います。例えば、問15に関して言いますと、住まいの所有関係別の満足度について、持家の方の満足度が高くなっていることがわかります。問17の現住宅マスタープランの若者のすまいづくりに対する満足度を、年齢区分別にクロス集計すると、65歳以上の方がもっとも高くなっていることがわかります。また、問20で、本市で不足している部分について年齢別でみたところ、年齢別における大きな差はないことがわかり、芦屋市にお住まいの方の住宅に関する満足度は高いことが再確認できました。次に問25では、若者や子育て世帯向けの住宅施策を推進するために必要な取組を年代別に見てみると、「20～39歳」の若い層では「若者や子育て世帯向けの家賃補助」、「若者や子育て世帯が購入する際の住宅取得費の補助」がいずれも5割を超えており、「若者や子育て世帯が中古住宅に住む際の改修費の補助」も4割を超えるなど、家賃補助や住宅の取得時の補助金への回答率が高くなっています。また、住まいの所有関係別には「民間の賃貸住宅」に住む層で「若者や子育て世帯向けの家賃補助」の割合が高く5割を超えています。また、問27の芦屋市のマンション施策として必要な取組について、年齢別にみると、いずれの年齢区分も「行政による維持管理状況の把握」、「行政による管理不全マンションに対する助言・指導等」、「旧耐震マンションの耐震化の更なる促進」が上位3項目となっています。また、住まいの形態別の「一戸建て」「共同建物（マンション・ハイツなど）」は、同じ傾向となっていることがわかりました。最後に、問29の空き家など既存の住宅への取り組みについては、「国道2号以北」の老朽化空き家の所有者への適正な指導が高くなっています。また「シーサイド地区」では「空き家のリフォーム等に対する支援」の割合が高くなるという結果となりました。また、年齢別でみると若い人ほどリフォームや購入への支援を望んでおり、高齢者ほど、空き家に関する相談窓口の継続設置を希望する割合が多くなることがわかりました。

最後となりますが、事前に資料をお渡ししています「アンケート調査における重点検討事項について」にも記載のとおり、このアンケート調査については質問量が多く、すべての取組について、議論するには時間がかかることから、問25の「若者や子育て世帯向けの住宅施策の推進について」、問27の「マンション施策として、今後必要な取組について」、問29の「空き家などの既存の住宅を活用していくために、今後必要な取組について」につきまして、重点的にご質問やご提案をいただければと考えています。以上が、議事5住まいのアンケート調査の結果報告の説明となります。

（増岡 委員）

空き家の分布については、地域ごとの傾向や特徴はありますか。他県では空き家となった歴史のある建物を活用して地域の活性化につなげている事例もありますし、様々な活用方法を空き家の持ち主の方に提案するのも良いのではないかと思います。

（事務局 尾高）

南芦屋浜のニュータウンは空き家少ないですが、市全域、概ねまんべんなく空き家が分布し

ている状況です。今後空き家が集中して発生するような地区が出来た場合は、建物の保存や活用を検討していくのも一つの手段であると考えています。

(藤田 委員)

空き家が少ないのは大変喜ばしいことだと思います。本市でも人口が減少傾向にさしかかっていますが、他のまちから新しい人を呼び込むには、住宅の質の確保はもちろんのこと、子育て環境や教育環境、医療環境など、総合的にまちの魅力をつくることが重要ではないかと思います。ただ、集中的に若い人を呼び込むだけでは、ニュータウンの二の舞を演じる可能性もありますので、小学校の児童数なども加味しながら、まんべんなく多世代がミックスしたまちづくりを進めることが重要ではないかと思います。

(島津 委員)

ご指摘の通りだと思います。阪神間の地域で若い人が結婚しよう、子育てしようと考えた時に、高級住宅地のイメージもあって芦屋市に住むということが選択肢にあがっていないのではないかと懸念しています。冒頭で説明しましたように、賃貸の空き室も3,000戸程度あることも踏まえると、やり方によっては、若い人の手に届く住宅もあるのではと思いますし、それをアピールしていくことが重要だと思っています。また、地域ごとの極端な差はなく市域全体が暮らしやすいまちになっていると思っています。シーサイドタウンには、多くの緑も育っており、他市のニュータウンと違い鉄道駅からもそう離れていないのも強みだと思っていますし、今後の施策の中でしっかりとアピールしていきたいと思っています。

(藤本 委員長)

ありがとうございます。他にございませんでしょうか。このアンケートのデータは様々な施策に活用出来る貴重なデータだと思いますし、計画策定に活用していただきたいと思います。それでは、これまでご議論いただいた意見等の取り扱いについて事務局より案内をお願いいたします。

(事務局 尾高)

はい。今回いただきました意見についてですが、本計画の策定までの時間の関係上、委員長と事務局に一任いただければと思いますが、いかがでしょうか。

<委員一同、異議なし>

(事務局 尾高)

ありがとうございます。それでは、今回いただきました意見については、委員長と事務局に一任いただくことといたします。

(藤本 委員長)

それでは、今回の議事は以上となります。ありがとうございました。

閉会